## 県立高等学校将来構想審議会条例(平成二十年三月二十五日宮城県条例第四号)

#### (設置等)

- 第一条 教育委員会の諮問に応じ、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定、当該構想に係る施策の成果及び課題の検証その他当該構想に関する重要事項 を調査審議するため、県立高等学校将来構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項の検証に関し教育委員会に建議することができる。

### (組織等)

- 第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

- 第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

- 第四条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

# (部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、十人以内とし、会長が指名する。
- 3 前二条の規定は、部会について準用する。

# (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。